

防災情報等の普及啓発コンテンツ制作及び インターネットを通じた普及啓発活動への協力に係る公募要領

気象庁の提供する各種情報やそれに関連する科学・防災知識を幅広くわかりやすく社会に浸透させ、気象や防災知識の普及・啓発に寄与していくため、気象や防災知識等の普及啓発に利用する図や動画のコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の作成とインターネットを通じた普及啓発活動にご協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を以下のとおり募集します。

1 概要

(1) コンテンツ作成について

協力事業者には、気象庁監修のもと、気象庁が提供している防災情報や気象や防災知識等の普及啓発に用いるコンテンツの作成を行っていただきます。作成するコンテンツの内容・形式は、気象庁と調整のうえ決定します。作成したコンテンツは、気象庁及び協力事業者のクレジットを明記した状態で、気象庁や協力事業者が行う普及啓発等活動に利用するとともに、広く無償での第三者利用を認めるものとします。

(2) 公募について

協力事業者は、コンテンツ作成に関する提案内容、過去のコンテンツの作成実績、過去の普及啓発活動の実績等に基づき審査のうえ決定します。詳細は、別紙「募集するコンテンツの制作等に求められる要件等について」をご確認ください。

2 スケジュール

2月18日	公募開始
3月8日	申込書提出期限
3月下旬	審査結果を通知し、以降、コンテンツ作成に向けた取組を開始

3 応募資格

- (1) 法人であること。
- (2) 気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 応募の手続き

(1) 提出書類

所定の書式により提出していただきます。詳細は、問合せ先（9項）までお問合せください。なお、使用する言語は日本語に限ります。

(2) 提出方法

持参、郵送（配達証明に限る）、宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限

る)のいずれかとします。

(3) 提出期限

令和4年3月8日(火)15時(日本時間)

(4) 提出先

問合せ先(9項)担当者まで提出してください。

5 同意書の提出

申込書提出時に、別途示す要件の遵守等に係る同意書を提出いただきます。

6 費用負担

本公募への応募に係る費用及びコンテンツ作成に要する費用等については、各事業者にご負担いただきます。

7 作成したコンテンツの利用

気象庁が提供する各種サービスにおける、作成コンテンツの使用頻度及び種類については、気象庁に一任いただきます。

8 審査及び結果通知等

- (1) 応募のあった事業者の中から、最大5社程度を目安に協力事業者を選定します。選定は、応募資格を満たしているか確認するとともに、提出書類の内容等に基づき審査します。
- (2) 応募された内容を確認するため、書類提出後、担当者へのヒアリングや電子メール等により確認を行う場合があります。
- (3) 選定、非選定の結果は、審査完了後速やかに通知します。

9 問合せ先

応募にあたり、本サービスに求める要件のほか、確認事項がある場合には、以下の問合せ先までご連絡ください。

担当者：気象庁総務部総務課 山口、堀

電話番号：03-6758-3900(内2183、2185)

E-mail：koho[at]met.kishou.go.jp¹

所在地：〒105-8431 東京都港区虎ノ門 3-6-9

¹ [at]を@に変換すること。なお、本メールアドレスは本件専用であり、公募終了後は廃止する。